

平成 29 年度第 1 回総合教育会議次第

日 時 平成 29 年 10 月 16 日 午後 2 時
場 所 ひかりプラザ 5 階教育資料室

1 開会

2 協議・調整事項

(1) 教員の働き方改革について

…資料 1 ～ 6
〔教育総務課・学校指導課〕

3 その他

4 閉会

教員の働き方改革について

1. 教員の勤務実態について

○教員勤務実態調査（平成 28 年度）の集計（速報値）について（概要）
（平成 29 年 4 月） 文部科学省 **資料 2**

- （1）教員の 1 日当たりの学内勤務時間
- （2）教員の 1 週間当たりの学内総勤務時間
- （3）1 週間当たりの学内総勤務時間数の分布（教諭と副校長・教頭）
- （4）学内勤務時間と持ち帰り業務時間の比較（1 日当たり）
- （5）業務内容別の学内勤務時間（1 日当たり）

2. 国や東京都の動向

国………学校における働き方改革に係る緊急提言（平成 29 年 8 月） **資料 3**

【緊急提言】

- 1. 校長及び教育委員会は学校において「勤務時間」を意識した働き方を進めること
- 2. 全ての教育関係者が学校・教職員の業務改善の取組を強く推進していくこと
- 3. 国として持続可能な勤務環境整備のための支援を充実させること

東京都…東京都におけるチームとしての学校の在り方検討委員会報告書(平成 29 年 2 月)
（P 35～36 抜粋）一般教員の働き方改革に向けて **資料 4**

【特に重要と思われる検討すべき事項】

- ・小学校における専科教員の拡大
- ・中学校・高校における部活動の外部化
- ・学校現場における業務改善
- ・適正な勤務時間の管理

3. 今後の取組について

(1) 意識改革の推進

- ・教育委員会と学校は、働き方改革の目指す理念を共有し、一人一人が課題解決に向けて、それぞれの立場から取組を実行していく。
- ・地域や保護者への理解と協力を求める。

(2) 公立小学校事務共同実施（平成 30 年度から試行実施）資料 5

【小学校西部】拠点校：六小 連携校：二小，五小，八小，十小

実施時期未定

【小学校東部】拠点校：三小（未定）連携校：一小，四小，七小，九小
【中学校】拠点校：一中（未定）連携校：二中，三中，四中，五中

【期待される効果】

- ・副校長の事務負担の軽減，事務処理の正確性の向上，事務職員の人材育成の向上
- ・共同実施の導入を契機に，校内での業務分担の見直しの機運向上
- ・組織的・効率的な業務対応が可能となるほか，学校への支援体制も充実

⇒学内勤務時間が長い副校長の負担軽減が期待される。

(3) 部活動指導員の制度化（平成 29 年 4 月 1 日施行）に伴う検討

（部活動指導員の概要 出典：運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン
作成検討委員会資料 資料 6 ）

校長の監督を受け，部活動の技術指導や大会への引率等を行うことを職務とする
「部活動指導員」を学校教育法施行規則に新たに規定。

⇒土日に負担が大きい部活動・クラブ活動について，負担軽減が期待される。

(4) 留守番電話機能付き電話機の活用

- ・保護者から学校・教員への相談・問い合わせの電話連絡について，一定時刻までの対応とすることを，保護者へ協力を依頼する。緊急時の学校への連絡は学校携帯のみで対応する。
- ・教育委員会事務局と学校との連絡について，一定時刻以降は緊急時を除き，極力行わないようにする。

⇒勤務時間外での保護者対応等が減り，退勤時刻が少しでも早くなることが期待される。

報道発表



文部科学省

MINISTRY OF EDUCATION,
CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

平成 29 年 4 月 28 日

教員勤務実態調査（平成 28 年度）の集計（速報値）について（概要）

1. 調査の概要

（1）経緯

「教育政策に関する実証研究」の一つとして、教員の勤務実態の実証分析を平成 28 ～ 29 年度の 2 か年で実施。【委託機関：株式会社リベルタス・コンサルティング】

今回、教員勤務実態調査のうち、教員の勤務時間に係る部分の速報値が取りまとまったことから公表するもの。

（2）実施方法

日程：平成 28 年 10 月～11 月のうちの連続する 7 日間

対象：小学校 400 校、中学校 400 校（確率比例抽出により抽出。）に勤務する教員（校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、講師、養護教諭、栄養教諭。当該校のフルタイム勤務職員全員）を対象。

回答数：小学校：397 校 中学校：399 校
小学校教員：8,951 名 中学校教員：10,687 名

項目：①学校調査票（※）

- ・学級数、児童生徒数
- ・教職員数、専門スタッフの人数及び勤務時間等の指導体制
- ・ICT 機器等の活用状況
- ・運営体制・業務改善の取り組み 等

②教員個人調査票

- ・属性（性別、年齢、雇用形態、教職歴等）
- ・学級担任の有無と担当学年、担当児童生徒数
- ・部活動顧問の状況
- ・校務分掌の状況
- ・7 日間の勤務実態の記録（30 分単位）
- ・ストレスチェック調査（※） 等

（※）の項目は、29 年度末までに集計・分析予定

2. 調査結果の概要

(1) 教員の1日当たりの学内勤務時間

前回調査（平成 18 年度）と比較して、平日・土日ともに、いずれの職種でも勤務時間が増加。（教諭（主幹教諭・指導教諭を含む。）については、1 日当たり、小学校平日 43 分・土日 49 分、中学校平日 32 分・土日 1 時間 49 分）

時間：分

平日	小学校			中学校		
	28 年度	18 年度	増減	28 年度	18 年度	増減
校長	10:37	10:11	+0:26	10:37	10:19	+0:18
副校長・教頭	12:12	11:23	+0:49	12:06	11:45	+0:21
教諭	11:15	10:32	+0:43	11:32	11:00	+0:32
講師	10:54	10:29	+0:25	11:17	11:04	+0:13
養護教諭	10:07	9:38	+0:29	10:18	10:01	+0:17

土日	小学校			中学校		
	28 年度	18 年度	増減	28 年度	18 年度	増減
校長	1:29	0:42	+0:47	1:59	0:54	+1:05
副校長・教頭	1:49	1:05	+0:44	2:06	1:12	+0:54
教諭	1:07	0:18	+0:49	3:22	1:33	+1:49
講師	0:56	0:17	+0:39	3:12	1:25	+1:47
養護教諭	0:46	0:07	+0:39	1:09	0:19	+0:50

(2) 教員の1週間当たりの学内総勤務時間

時間：分

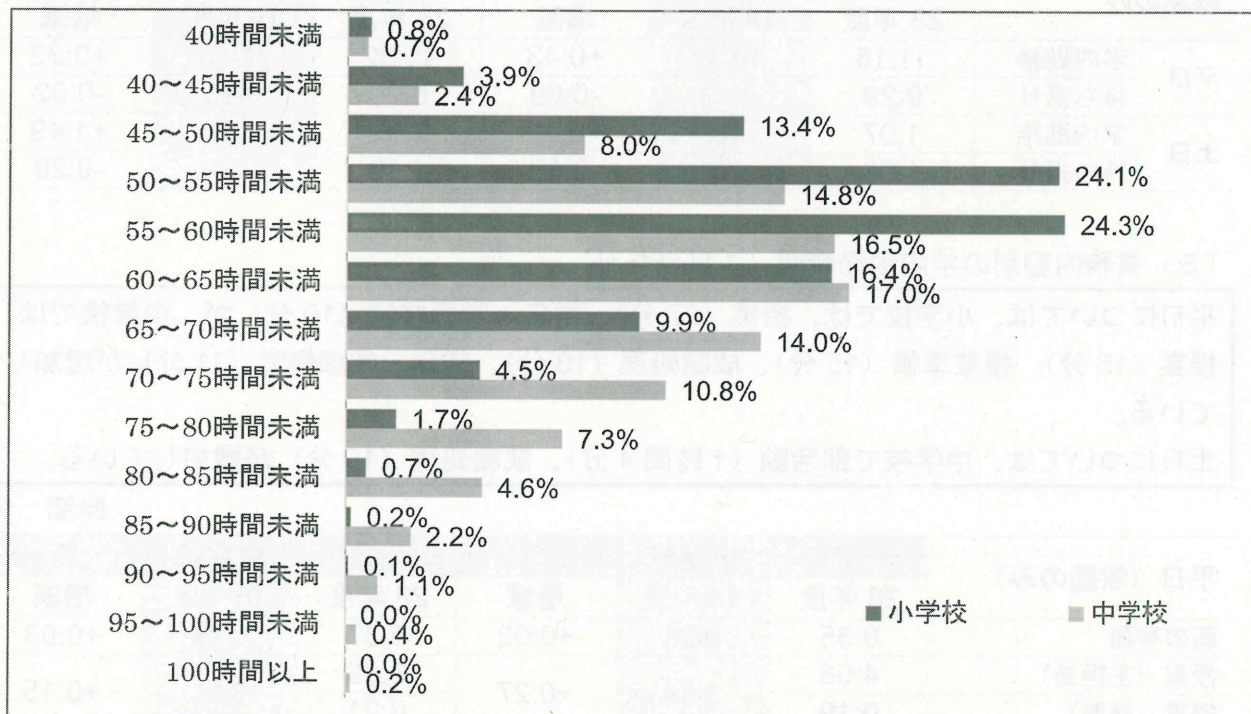
	小学校			中学校		
	28 年度	18 年度	増減	28 年度	18 年度	増減
校長	54:59	52:19	+2:40	55:57	53:23	+2:34
副校長・教頭	63:34	59:05	+4:29	63:36	61:09	+2:27
教諭	57:25	53:16	+4:09	63:18	58:06	+5:12
講師	55:18	52:59	+2:19	61:43	58:10	+3:33
養護教諭	51:03	48:24	+2:39	52:42	50:43	+1:59

※28 年度調査では、調査の平均回答時間（1 週間につき小学校 64 分、中学校 66 分）を一律で差し引いている。

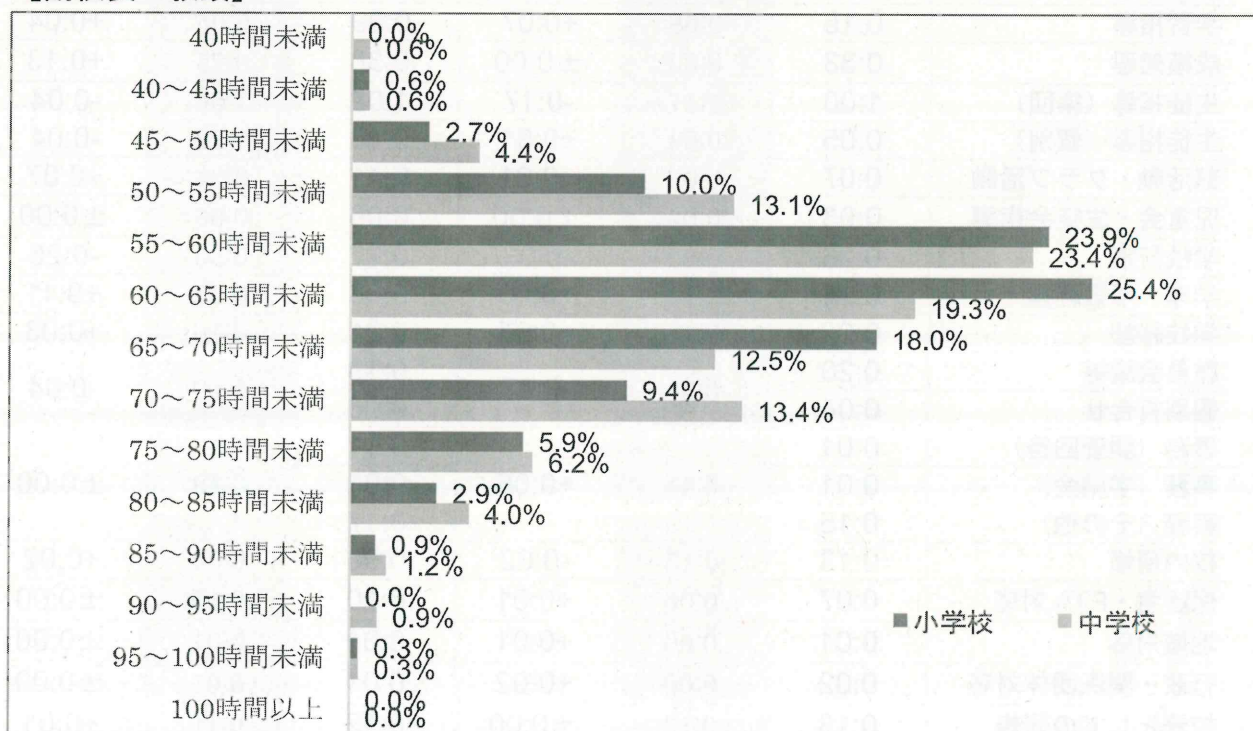
(3) 1週間当たりの学内総勤務時間数の分布（教諭と副校長・教頭）

1週間当たりの学内総勤務時間について、教諭（主幹教諭・指導教諭を含む。）のうち、小学校は55～60時間未満、中学校は60～65時間未満、副校長・教頭のうち、小学校は60～65時間未満、中学校は55～60時間未満の者が占める割合が最も高い。

【教諭】



【副校長・教頭】



(4) 学内勤務時間と持ち帰り業務時間の比較（1日当たり）

前回調査と比較して、学内勤務時間は増加している一方、持ち帰り業務時間は若干減少している。

時間：分

教諭のみ		小学校			中学校		
		28 年度	18 年度	増減	28 年度	18 年度	増減
平日	学内勤務	11:15	10:32	+0:43	11:32	11:00	+0:32
	持ち帰り	0:29	0:38	-0:09	0:20	0:22	-0:02
土日	学内勤務	1:07	0:18	+0:49	3:22	1:33	+1:49
	持ち帰り	1:08	1:26	-0:18	1:10	1:39	-0:29

(5) 業務内容別の学内勤務時間（1日当たり）

平日については、小学校では、授業（27 分）、学年・学級経営（10 分）が、中学校では、授業（15 分）、授業準備（15 分）、成績処理（13 分）、学年・学級経営（11 分）が増加している。

土日については、中学校で部活動（1 時間 4 分）、成績処理（10 分）が増加している。

時間：分

平日（教諭のみ）	小学校			中学校		
	28 年度	18 年度	増減	28 年度	18 年度	増減
朝の業務	0:35	0:33	+0:02	0:37	0:34	+0:03
授業（主担当）	4:06	3:58	+0:27	3:05	3:11	+0:15
授業（補助）	0:19			0:21		
授業準備	1:17	1:09	+0:08	1:26	1:11	+0:15
学習指導	0:15	0:08	+0:07	0:09	0:05	+0:04
成績処理	0:33	0:33	±0:00	0:38	0:25	+0:13
生徒指導（集団）	1:00	1:17	-0:17	1:02	1:06	-0:04
生徒指導（個別）	0:05	0:04	+0:01	0:18	0:22	-0:04
部活動・クラブ活動	0:07	0:06	+0:01	0:41	0:34	+0:07
児童会・生徒会指導	0:03	0:03	±0:00	0:06	0:06	±0:00
学校行事	0:26	0:29	-0:03	0:27	0:53	-0:26
学年・学級経営	0:24	0:14	+0:10	0:38	0:27	+0:11
学校経営	0:22	0:15	+0:07	0:21	0:18	+0:03
職員会議等	0:20	0:31	-0:07	0:19	0:29	-0:04
個別打合せ	0:04			0:06		
事務（調査回答）	0:01	0:11	+0:06	0:01	0:19	±0:00
事務（学納金）	0:01			0:01		
事務（その他）	0:15			0:17		
校内研修	0:13	0:15	-0:02	0:06	0:04	+0:02
保護者・PTA 対応	0:07	0:06	+0:01	0:10	0:10	±0:00
地域対応	0:01	0:00	+0:01	0:01	0:01	±0:00
行政・関係団体対応	0:02	0:00	+0:02	0:01	0:01	±0:00
校務としての研修	0:13	0:13	±0:00	0:12	0:11	+0:01
校外での会議等	0:05	0:05	±0:00	0:07	0:08	-0:01
その他校務	0:09	0:14	-0:05	0:09	0:17	-0:08

時間：分

土日（教諭のみ）	小学校			中学校		
	28 年度	18 年度	増減	28 年度	18 年度	増減
朝の業務	0:02	0:00	+0:02	0:01	0:00	+0:01
授業（主担当）	0:07	0:00	+0:08	0:03	0:00	+0:03
授業（補助）	0:01			0:00		
授業準備	0:13	0:04	+0:09	0:13	0:05	+0:08
学習指導	0:00	0:00	±0:00	0:01	0:00	+0:01
成績処理	0:05	0:01	+0:04	0:13	0:03	+0:10
生徒指導（集団）	0:01	0:00	+0:01	0:01	0:00	+0:01
生徒指導（個別）	0:00	0:00	±0:00	0:01	0:00	+0:01
部活動・クラブ活動	0:04	0:02	+0:02	2:10	1:06	+1:04
児童会・生徒会指導	0:00	0:00	±0:00	0:00	0:00	±0:00
学校行事	0:09	0:01	+0:08	0:12	0:02	+0:10
学年・学級経営	0:03	0:00	+0:03	0:04	0:01	+0:03
学校経営	0:03	0:01	+0:02	0:03	0:01	+0:02
職員会議等	0:00	0:00	±0:00	0:00	0:00	±0:00
個別打合せ	0:00			0:00		
事務（調査回答）	0:00	0:00	+0:02	0:00	0:02	±0:00
事務（学納金）	0:00			0:00		
事務（その他）	0:02			0:02		
校内研修	0:01	0:00	+0:01	0:00	0:00	±0:00
保護者・PTA 対応	0:03	0:02	+0:01	0:03	0:02	+0:01
地域対応	0:02	0:00	+0:02	0:01	0:01	±0:00
行政・関係団体対応	0:00	0:00	±0:00	0:00	0:00	±0:00
校務としての研修	0:00	0:00	±0:00	0:01	0:00	+0:01
校外での会議等	0:00	0:00	±0:00	0:01	0:00	+0:01
その他校務	0:01	0:01	±0:00	0:04	0:03	+0:01

【留意点】

- 28 年度調査の平均回答時間（1 週間につき小学校 64 分、中学校 66 分）については、1 週間単位の勤務時間から一律に差し引いている。一方、1 日単位については、総勤務時間及び「事務（その他）」に含まれている。
- 28 年度調査の「教諭」については、主幹教諭・指導教諭を含む（主幹教諭、指導教諭は、平成 20 年 4 月より制度化されたため、18 年度調査では存在しない。）。
- 1 日当たりの正規の勤務時間は、28 年度：7 時間 45 分、18 年度：8 時間。
- 18 年度調査と同様に、1 分未満の時間は切り捨てて表示。
- 18 年度調査における第 5 期（18 年 10 月 23 日～11 月 19 日）の集計結果と比較。

【調査票サンプル】

＜教員業務記録（1日につき1票 教員1人につき7票）＞

- ・ 業務記録については、業務分類に従い、1週間の業務記録を30分単位で記録。
- ・ 同一時間帯に複数の業務を行った場合は、最も負担感の大きい業務1つに絞って記録。
- ・ 勤務時間量については、平成18年度調査と同様に、小数点以下を切り捨てて表示。
- ・ 「業務記録」中、出退勤時刻内に記入されたものを「学内勤務」、出勤時刻より前、退勤時刻より後に記録されたものを「持ち帰り業務」と分類。

① 日付 平成 25 年 月 日 (月曜日)

② 今日の日数は、1～4のどれにあたりますか、1つに○をつけてください。

③ 勤務日 ④ 勤務時間 ⑤ 勤務時間 ⑥ 勤務時間 ⑦ 勤務時間 ⑧ 勤務時間 ⑨ 勤務時間 ⑩ 勤務時間 ⑪ 勤務時間 ⑫ 勤務時間 ⑬ 勤務時間 ⑭ 勤務時間 ⑮ 勤務時間 ⑯ 勤務時間 ⑰ 勤務時間 ⑱ 勤務時間 ⑲ 勤務時間 ⑳ 勤務時間 ㉑ 勤務時間 ㉒ 勤務時間 ㉓ 勤務時間 ㉔ 勤務時間 ㉕ 勤務時間 ㉖ 勤務時間 ㉗ 勤務時間 ㉘ 勤務時間 ㉙ 勤務時間 ㉚ 勤務時間 ㉛ 勤務時間 ㉜ 勤務時間 ㉝ 勤務時間 ㉞ 勤務時間 ㉟ 勤務時間 ㊱ 勤務時間 ㊲ 勤務時間 ㊳ 勤務時間 ㊴ 勤務時間 ㊵ 勤務時間 ㊶ 勤務時間 ㊷ 勤務時間 ㊸ 勤務時間 ㊹ 勤務時間 ㊺ 勤務時間 ㊻ 勤務時間 ㊼ 勤務時間 ㊽ 勤務時間 ㊾ 勤務時間 ㊿ 勤務時間

④ 今日、あなたが所定の仕事時間外に就いた仕事時間外を1分単位で記入ください。

⑤ 今日、あなたが所定の仕事時間外に就いた仕事時間外を1分単位で記入ください。

⑥ 今日、あなたが所定の仕事時間外に就いた仕事時間外を1分単位で記入ください。

⑦ 今日、あなたが所定の仕事時間外に就いた仕事時間外を1分単位で記入ください。

⑧ 今日、あなたが所定の仕事時間外に就いた仕事時間外を1分単位で記入ください。

⑨ 今日、あなたが所定の仕事時間外に就いた仕事時間外を1分単位で記入ください。

⑩ 今日、あなたが所定の仕事時間外に就いた仕事時間外を1分単位で記入ください。

⑪ 今日、あなたが所定の仕事時間外に就いた仕事時間外を1分単位で記入ください。

⑫ 今日、あなたが所定の仕事時間外に就いた仕事時間外を1分単位で記入ください。

⑬ 今日、あなたが所定の仕事時間外に就いた仕事時間外を1分単位で記入ください。

⑭ 今日、あなたが所定の仕事時間外に就いた仕事時間外を1分単位で記入ください。

⑮ 今日、あなたが所定の仕事時間外に就いた仕事時間外を1分単位で記入ください。

⑯ 今日、あなたが所定の仕事時間外に就いた仕事時間外を1分単位で記入ください。

⑰ 今日、あなたが所定の仕事時間外に就いた仕事時間外を1分単位で記入ください。

⑱ 今日、あなたが所定の仕事時間外に就いた仕事時間外を1分単位で記入ください。

⑲ 今日、あなたが所定の仕事時間外に就いた仕事時間外を1分単位で記入ください。

⑳ 今日、あなたが所定の仕事時間外に就いた仕事時間外を1分単位で記入ください。

㉑ 今日、あなたが所定の仕事時間外に就いた仕事時間外を1分単位で記入ください。

㉒ 今日、あなたが所定の仕事時間外に就いた仕事時間外を1分単位で記入ください。

㉓ 今日、あなたが所定の仕事時間外に就いた仕事時間外を1分単位で記入ください。

㉔ 今日、あなたが所定の仕事時間外に就いた仕事時間外を1分単位で記入ください。

㉕ 今日、あなたが所定の仕事時間外に就いた仕事時間外を1分単位で記入ください。

㉖ 今日、あなたが所定の仕事時間外に就いた仕事時間外を1分単位で記入ください。

㉗ 今日、あなたが所定の仕事時間外に就いた仕事時間外を1分単位で記入ください。

㉘ 今日、あなたが所定の仕事時間外に就いた仕事時間外を1分単位で記入ください。

㉙ 今日、あなたが所定の仕事時間外に就いた仕事時間外を1分単位で記入ください。

㉚ 今日、あなたが所定の仕事時間外に就いた仕事時間外を1分単位で記入ください。

㉛ 今日、あなたが所定の仕事時間外に就いた仕事時間外を1分単位で記入ください。

㉜ 今日、あなたが所定の仕事時間外に就いた仕事時間外を1分単位で記入ください。

㉝ 今日、あなたが所定の仕事時間外に就いた仕事時間外を1分単位で記入ください。

㉞ 今日、あなたが所定の仕事時間外に就いた仕事時間外を1分単位で記入ください。

㉟ 今日、あなたが所定の仕事時間外に就いた仕事時間外を1分単位で記入ください。

㊱ 今日、あなたが所定の仕事時間外に就いた仕事時間外を1分単位で記入ください。

㊲ 今日、あなたが所定の仕事時間外に就いた仕事時間外を1分単位で記入ください。

㊳ 今日、あなたが所定の仕事時間外に就いた仕事時間外を1分単位で記入ください。

㊴ 今日、あなたが所定の仕事時間外に就いた仕事時間外を1分単位で記入ください。

㊵ 今日、あなたが所定の仕事時間外に就いた仕事時間外を1分単位で記入ください。

㊶ 今日、あなたが所定の仕事時間外に就いた仕事時間外を1分単位で記入ください。

㊷ 今日、あなたが所定の仕事時間外に就いた仕事時間外を1分単位で記入ください。

㊸ 今日、あなたが所定の仕事時間外に就いた仕事時間外を1分単位で記入ください。

㊹ 今日、あなたが所定の仕事時間外に就いた仕事時間外を1分単位で記入ください。

㊺ 今日、あなたが所定の仕事時間外に就いた仕事時間外を1分単位で記入ください。

㊻ 今日、あなたが所定の仕事時間外に就いた仕事時間外を1分単位で記入ください。

㊼ 今日、あなたが所定の仕事時間外に就いた仕事時間外を1分単位で記入ください。

㊽ 今日、あなたが所定の仕事時間外に就いた仕事時間外を1分単位で記入ください。

㊾ 今日、あなたが所定の仕事時間外に就いた仕事時間外を1分単位で記入ください。

㊿ 今日、あなたが所定の仕事時間外に就いた仕事時間外を1分単位で記入ください。

業務分類	具体的内容
児童生徒の指導にかかわる業務	
朝の業務	朝打合せ、朝学習・朝読書の指導、朝の会、朝礼、出欠確認など
授業(主担当)	主担当として行う授業、試験監督など
授業(補助)	ティーム・ティーチングの補助的役割を担う授業
授業準備	指導案作成、教材研究・教材作成、授業打合せ、総合的な学習の時間・体験学習の準備など
学習指導	正規の授業時間以外に行われる学習指導(補習指導・個別指導など)、質問への対応、水泳指導、宿題への対応など
成績処理	成績処理にかかわる事務、試験問題作成、採点・評価、通知表記入、調査書作成、指導要録作成など
生徒指導(集団)	給食・栄養・清掃指導、登下校・安全指導、健康・保健指導、全校集会、避難訓練など
生徒指導(個別)	個別面談、進路指導・相談、生活相談、カウンセリング、課題を抱えた児童生徒への支援など
部活動・クラブ活動	授業に含まれないクラブ活動・部活動の指導、対外試合引率(引率の移動時間も含む。)など
児童会・生徒会指導	児童会・生徒会指導、委員会活動の指導など
学校行事	修学旅行、遠足、体育祭、文化祭、発表会などの行事、学校行事の準備など
学年・学級経営	学級活動・HR、連絡帳の記入、学級通信作成、名簿作成、掲示物作成、教室環境整理など
学校の運営にかかわる業務	
学校経営	校務分掌業務、初任者・教育実習生などの指導、安全点検・校内巡視、校舎環境整理など
職員会議・学年会などの会議	職員会議、学年会、教科会、成績会議、学校評議会など校内の会議など
個別の打合せ	生徒指導等に関する校内の個別の打合せ・情報交換など
事務(調査への回答)	国、教育委員会等からの調査・統計への回答など
事務(学納金関連)	給食費や部活動費等に関する処理や徴収などの事務
事務(その他) ※今回調査の回答時間を含む。	業務日誌作成、資料・文書(校長・教育委員会等への報告書、学校運営にかかわる書類、予算・費用処理関係書類)の作成など
校内研修	校内研修、勉強会・研究会、授業見学など
外部対応	
保護者・PTA 対応	保護者会、保護者との面談や電話連絡、保護者対応、家庭訪問、PTA 関連活動、ボランティア対応等
地域対応	町内会・地域住民への対応・会議、地域安全活動、地域行事への協力など
行政・関係団体対応	行政・関係団体、保護者・地域住民以外の学校関係者、来校者の対応など
校外	
校務としての研修	初任研、校務としての研修、出張を伴う研修など
会議・打合せ(校外)	校外への会議・打合せ、出張を伴う会議など
その他	
その他の校務	上記に分類できない校務、移動時間など

学校における働き方改革に係る緊急提言

平成 29 年 8 月 29 日

中央教育審議会初等中等教育分科会

学校における働き方改革特別部会

現在、政府においては、我が国が健康寿命世界一の長寿社会を迎えている中で、「人生 100 年時代」を見据え、誰もがより長いスパンで、人生を再設計できる社会を構想し、政府全体のグランドデザインを検討している。このような社会を構想する上で政策の主軸となるものは、まさしく「人づくり」であり、初等中等教育は、人間として、また、国民として共通に身に付けるべき基礎・基本を習得した上で、児童生徒が各自の興味・関心、能力・適性、進路等に応じて選択した分野の基礎的能力を習得することを役割とし、これらの検討・取組の基盤になるものと考えられる。

本年 3 月には、予測困難な未来社会を自立的に生き、社会の形成に参画するための資質・能力を一層確実に育成するために学習指導要領等の改訂を行ったところであり、新学習指導要領等を確実に実施し、学校教育の改善・充実に努めていくことが必要不可欠である。そのためにも、教員が授業や授業準備等に集中し、教員が健康でいきいきとやりがいをもって勤務でき、教育の質を高められる環境を構築することが必要である。しかしながら、教員勤務実態調査から、教職員の長時間勤務の実態が看過できない状況であり、授業改善をはじめとする教育の質の確保・向上や社会での活動を通じた自己研鑽^{けんさん}の充実の観点からも、学校教育の根幹が揺らぎつつある現実を重く受け止めるべきであり、「学校における働き方改革」を早急に進めていく必要がある。

政府全体で働き方改革に取り組んでいるところであるが、「学校における働き方改革」を進めるに当たっても、教職員一人一人の問題にとどめることは決してあってはならず、国や地方公共団体、さらには家庭、地域等を含めた全ての関係者がそれぞれの課題意識に基づいて、学校種による勤務態様の違いや毎日児童生徒と向き合う教員という仕事の特性も考慮しつつ、その解決に向けて、今回の働き方改革の目指す理念を共有しながら、取組を直ちに実行しなければならない。

本特別部会では、教職員の長時間勤務の看過できない実態の改善に向けて「今できることは直ちに行う」という認識を教育に携わる全ての関係者が共有するとともに、必ず解決するという強い意識を持って、それぞれの立場から取組を実行し、教職員がその効果を確実に実感できるようにするため、今回、以下のとおり緊急提言をまとめたものである。

【緊急提言】

1. 校長及び教育委員会は学校において「勤務時間」を意識した働き方を進めること
2. 全ての教育関係者が学校・教職員の業務改善の取組を強く推進していくこと
3. 国として持続可能な勤務環境整備のための支援を充実させること

1. 校長及び教育委員会は学校において「勤務時間」を意識した働き方を進めること

教員が授業や授業準備等に集中し、教育の質を高められる環境を構築することは、21世紀を生き抜く子供たちに必要な資質・能力を高める教育を一層行っていくために必要不可欠である。その際、学校運営の持続可能性を高める観点からは、教員が疲労や心理的負担を過度に蓄積して心身の健康を損なうことのないよう、執務環境を整備し、無制限無定量の勤務を是とするのではなく、限られた時間の中で最大限の効果を上げられるような働き方を進める必要がある。

このため、特に、校長や服務監督権者である教育委員会は、教職員の意識改革を図るためにも以下の取組を一層進めるとともに、給与負担者である教育委員会並びに国は、積極的に指導助言及び支援すべきである。

- ① 業務改善を進めていく基礎として、適切な手段により管理職も含めた全ての教職員の勤務時間を把握すること。勤務時間管理は、労働法制上、校長や服務監督権者である教育委員会に求められている責務である。出退勤時刻の管理についてタイムカードや校務支援システム等を導入する学校が増加しているものの、文部科学省が実施した「教員勤務実態調査（平成28年度）（速報値）」によれば、教員の毎日の退勤時刻の管理について「タイムカードなどで退勤の時刻を記録している」と回答した学校は小学校で10.3％、中学校で13.3％、「校務支援システムなどICTを活用して退勤の時刻を記録している」と回答した学校は小学校で16.6％、中学校で13.3％にとどまっており、いまだ限定的である。こうした実態も踏まえ、服務監督権者である教育委員会は、自己申告方式ではなく、ICTやタイムカードなど勤務時間を客観的に把握し、集計するシステムが直ちに構築されるよう努めること。
- ② 教職員の休憩時間を確保すること。その上で、学校の諸会議や部活動等について勤務時間を考慮した時間設定を行うこと。教員の勤務時間外における保護者や外部からの問合せに対応するため、服務監督権者である教育委員会は、緊急時の連絡に支障がないよう教育委員会事務局等への連絡方法は確保した上で、留守番電話の設置やメールによる連絡対応をはじめとした体制整備のための支援を講じること。部活動の適切な運営について、教員の負担軽減や生徒の

発達を踏まえた適切な指導体制の充実に向けて、休養日を含めた適切な活動時間の設定を行うとともに、部活動指導員の活用や地域との連携等必要な方策を講じること。長期休暇期間においては一定期間の学校閉庁日の設定を行うこと。また、こうした点について、PTA等の協力も得ながら、保護者や地域住民等の理解を得るための取組を進めること。

- ③ 管理職の役割分担を明確にするとともに、組織管理や時間管理、健康安全管理等のマネジメント研修を充実し、意識改革と実践力の向上を図ること。

2. 全ての教育関係者が学校・教職員の業務改善の取組を強く推進していくこと

学校の業務・教職員の業務が非常に多岐にわたり、業務負担が増大している中で、今後、本特別部会においても学校の業務や教職員の業務の範囲の明確化を行い、教職員が本来業務に集中できるような体制の検討を進める。あわせて、各教育委員会・各学校においては既に業務改善を進めているところもあるが、特に、以下の取組については、国及び地方公共団体において改めて積極的に進めていくべきである。

- ① 文部科学省が実施した「教育委員会における学校の業務改善のための取組状況調査（平成29年度）（速報値）」によれば、所管する学校に対する業務改善方針・計画等について、策定していると回答した教育委員会が都道府県で85.1%、政令市で55.0%、市区町村で7.6%にとどまっている状況である。学校における業務改善のためには教育委員会における取組が不可欠であるため、教育委員会は強い危機意識を持ち、学校現場とともに取り組む姿勢を示すべく、早急に所管する学校に対する、時間外勤務の削減に向けた業務改善方針・計画を策定すること。
- ② 統合型校務支援システムの導入促進を図り、指導要録への記載など学習評価をはじめとした業務の電子化による効率化などを図るとともに、ICTを活用し、教材の共有化を積極的に進めること。その際、都道府県と域内の市区町村との連携により、都道府県単位での統合型校務支援システムの共同調達・運用に向けた取組を推進することが重要である。
- ③ 文部科学省が実施した「教育委員会における学校の業務改善のための取組状況調査（平成29年度）（速報値）」によれば、教育委員会から学校に対して行っている調査・報告依頼の一か月間（調査対象：平成29年3月）のおおむねの案件数について、都道府県で46.8%、政令市で60.0%、市区町村で26.4%の教育委員会が、30件以上と回答している。文部科学省を中心に学校を対象として行う定期的な調査の精選を進めてきたが、国及び地方公共団体等においては、調査のみならず、学校に対する依頼・指示等について整理・把握し、その精選及び合理化・適正化を進めること。

- ④ 地方公共団体は、給食費の公会計化を進めるとともに、給食費をはじめとする学校徴収金について、口座振替納付等による徴収、教育委員会の責任の下、地域や学校の実情に応じて事務職員等を活用しながらの未納金の督促の実施等、教員の業務としないよう直ちに改善に努めること。
- ⑤ 本年4月に学校教育法等が一部改正され、事務職員の職務規定が見直された趣旨を踏まえ、副校長・教頭、教員と事務職員との間での業務の連携や分担の在り方を見直す等、事務職員を活用することで事務機能の強化、業務改善の取組を推進するよう努めること。

3. 国として持続可能な勤務環境整備のための支援を充実させること

学校における働き方改革を進めるためには、各教育委員会・各学校の働き方改革を推進する取組とともに、環境整備のための支援も必要不可欠である。

このため、関係団体等のヒアリング結果や本特別部会も含めた中央教育審議会における意見も踏まえ、以下に掲げるような支援策を早急に講じられるよう、平成30年度予算において取り組むべきである。

- ① 学校・教職員の勤務時間管理及び業務改善の促進
- ・学校現場の業務改善を加速するための実証研究やアドバイザー派遣の充実やこれらを通じた好事例の収集・発信及び普及啓発
 - ・統合型校務支援システムの導入促進
 - ・コミュニティ・スクールや地域学校協働活動等を通じた学校教育の質の向上及び学校支援の充実
 - ・給食費をはじめとする学校徴収金の公会計化の促進及び徴収・管理業務の負担軽減に向けた調査研究
 - ・地域の判断による年間を通じた業務の平準化への対応を含めた環境の改善のための空調設置等の施設整備の促進
- ② 「チームとしての学校」の実現に向けた専門スタッフの配置促進等
- ・スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーについて、課題を抱える学校への重点配置を含めた配置の促進、質の向上及び常勤化に向けた調査研究
 - ・多様なニーズのある児童生徒に応じた指導等を支援するスタッフの配置促進
 - ・教員の事務作業（学習プリント印刷や授業準備等）等をサポートするスタッフの配置促進
 - ・部活動指導員の配置促進及び部活動の運営に係る指針の作成
 - ・スクールロイヤーの活用促進に向けた体制の構築

③ 学校の指導・運営体制の効果的な強化・充実

- ・教員1人当たり担当授業時数の軽減とそれに伴う授業準備の充実に向けた小学校における専科教員や中学校における生徒指導担当教員の充実（特に、小学校の中・高学年において授業時数が週1コマ相当増加する新学習指導要領の全面实施に向けた対応）
- ・校長や副校長・教頭等の事務関係業務の軽減に有効な主幹教諭・事務職員などの充実による学校運営体制の強化

出典：「東京都におけるチームとしての学校の在り方検討委員会報告書」抜粋

6 一般教員の働き方改革に向けて

- これまで、検討委員会では、チーム学校の実現に向けて、今後速やかに取り組むべき方策について議論してきた。この間、国では、新しい学習指導要領の方向性を示した中央教育審議会の答申「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な方策等について」が出され、2030年頃の社会を見据えながら、子供たち一人一人が未来の創り手となる力を身に付けるための、学校における教育課程の在り方が示された。
- それによれば、今後の学校においては、社会に開かれた教育課程の実現に向け、「カリキュラム・マネジメント」による教育課程を軸とした教育内容の改善・充実に取り組むとともに、教員が子供たちに求められる資質・能力を育むために必要な学びの在り方を考え、授業の工夫・改善を重ねて「主体的・対話的で深い学び」を実現していくことが必要となる
- また、各教科等の改訂により、義務教育段階では、小学校英語の教科化やプログラミング教育の実施、高校では高大接続の改革の動きを踏まえた探究的科目の設置等、新たな教育内容に対する指導の充実も図っていかねばならない。
- 一方、学習指導要領の改訂による対応を実践していく学校現場の状況は、検討委員会で示したように、副校長のみならず、一般教員も含め、長時間労働となっている実態があり、個々の教員は、授業準備や教材研究に十分な時間を正規の勤務時間内に割くことができず、事務作業等の他の業務に忙殺されることにより、過重な負担感を感じている。こうした状況に対しては、学習指導要領の改訂への対応どころか、現状の教育の質の確保すら危ぶまれるとの声もあり、今後の学校教育を考える上で看過できない重大な問題である。
- また、近年の教員採用試験の応募倍率は低下傾向にあるが、学校現場の教員の過重な業務実態が、これからの教員を志す若者にとって、一生の職として選択することを躊躇^{ちゅうちよ}させる労働環境として映っているといったことも可能性として否定できない。
- 国においても国民全体の働き方改革に向け、「働き方改革実現会議」が発足するとともに、教育再生実行会議においても、社会総掛かりで子供を育てていくことが求められる一方で、家庭や地域の教育力の低下、教員の長時間労働の問題が顕在化していることが言及されている。
- 文部科学大臣も、「教員がその担うべき業務に専念できる環境整備」、「部活動の適正化の推進」、「学校現場における業務の適正化のための体制強化」を柱とする「業務の負担軽減」をメッセージとして発信しており、文部科学省としても学校現場の働き方改革を大きな課題としてとらえている。
- こうした状況を鑑みると、教員の働き方を改善し、教員一人一人がライフ・ワーク・

バランスのとれた心身ともに健康な日常生活を送ることができる勤務環境を整えることは喫緊の課題と言える。

- また、このことは、検討委員会が主題として取り組んできた、新たな学校観であるチーム学校の実現にも大きく寄与し、学校教育の質の向上につながるものであり、その具体的検討と実施ができるだけ速やかに行われることを期待するものである。
- この観点から具体的に検討すべき事項は多岐にわたるが、特に重要と思われることを下記に列挙し、本提言を閉じることにする。

- ・ 小学校における専科教員の拡大
- ・ 中学校・高校における部活動の外部化
- ・ 学校現場における業務改善
- ・ 適正な勤務時間の管理

国分寺市立公立学校における学校事務の共同実施について

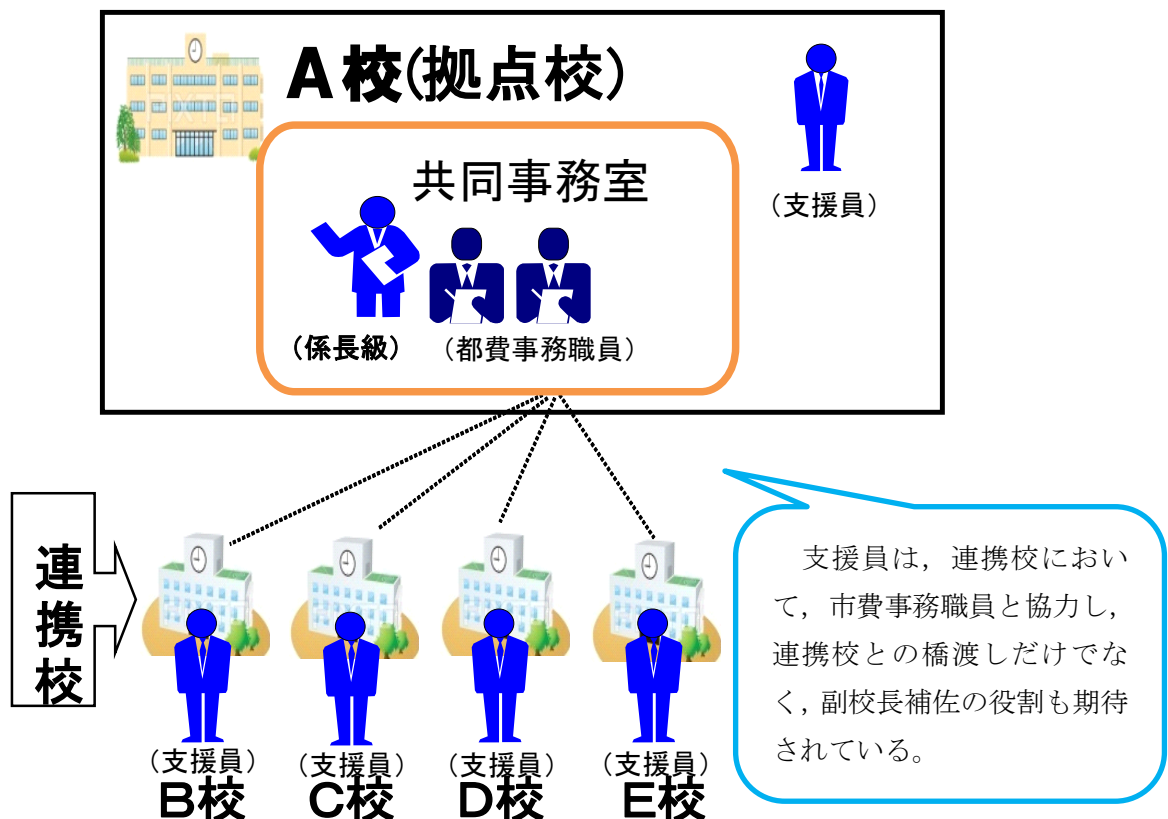
1 国分寺市立公立学校における学校事務の共同実施について

国分寺市内の公立小中学校における都費事務職員は、各校に 1 名配置され、教育職員に関する多くの業務を担っているが、配置人数が 1 名であるために、過去、市内の学校においても、都費事務職員が病気休暇等で長期に不在することで、その業務に支障をきたすことが度々あった。また、近年、全国的に教員の多忙化が社会的な問題として取り上げられ、学校内で教員、事務職員などの様々なスタッフがチームとして役割を分担し協力していく、いわゆる「チーム学校」の構築が期待されている。

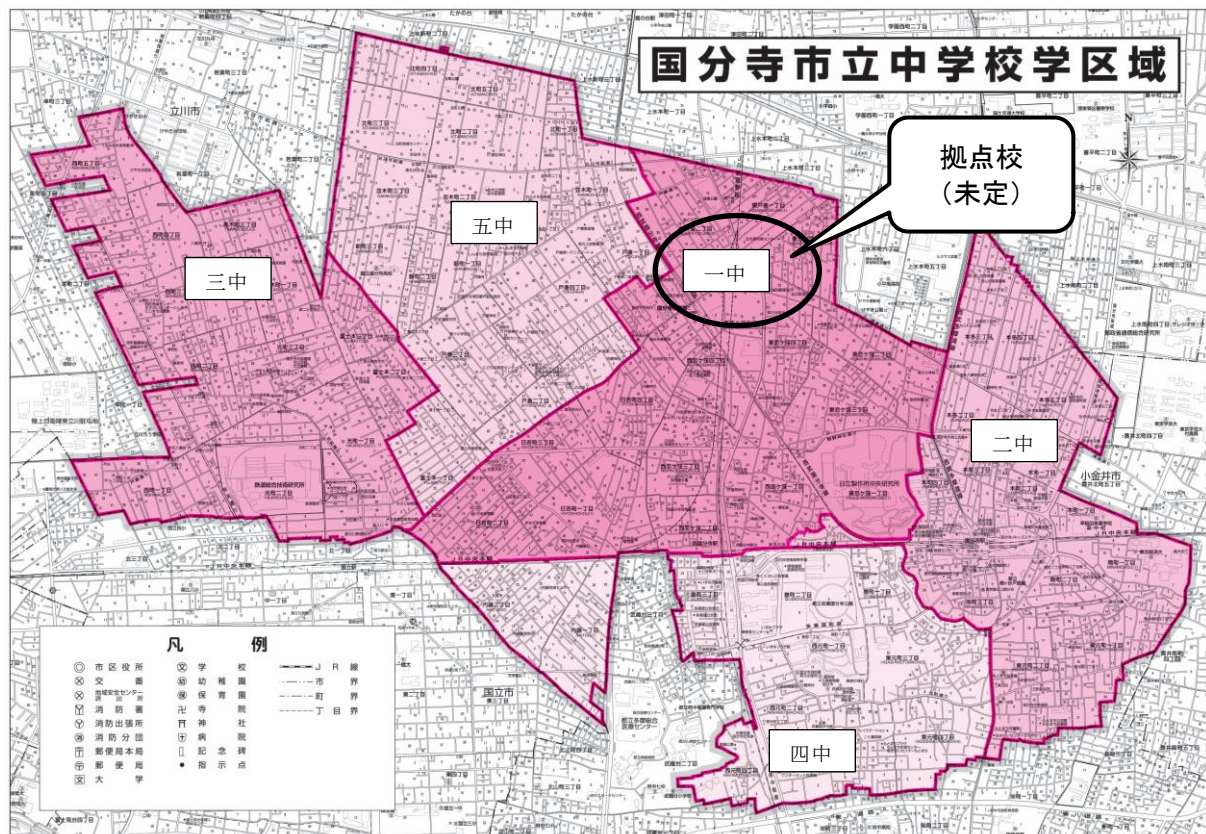
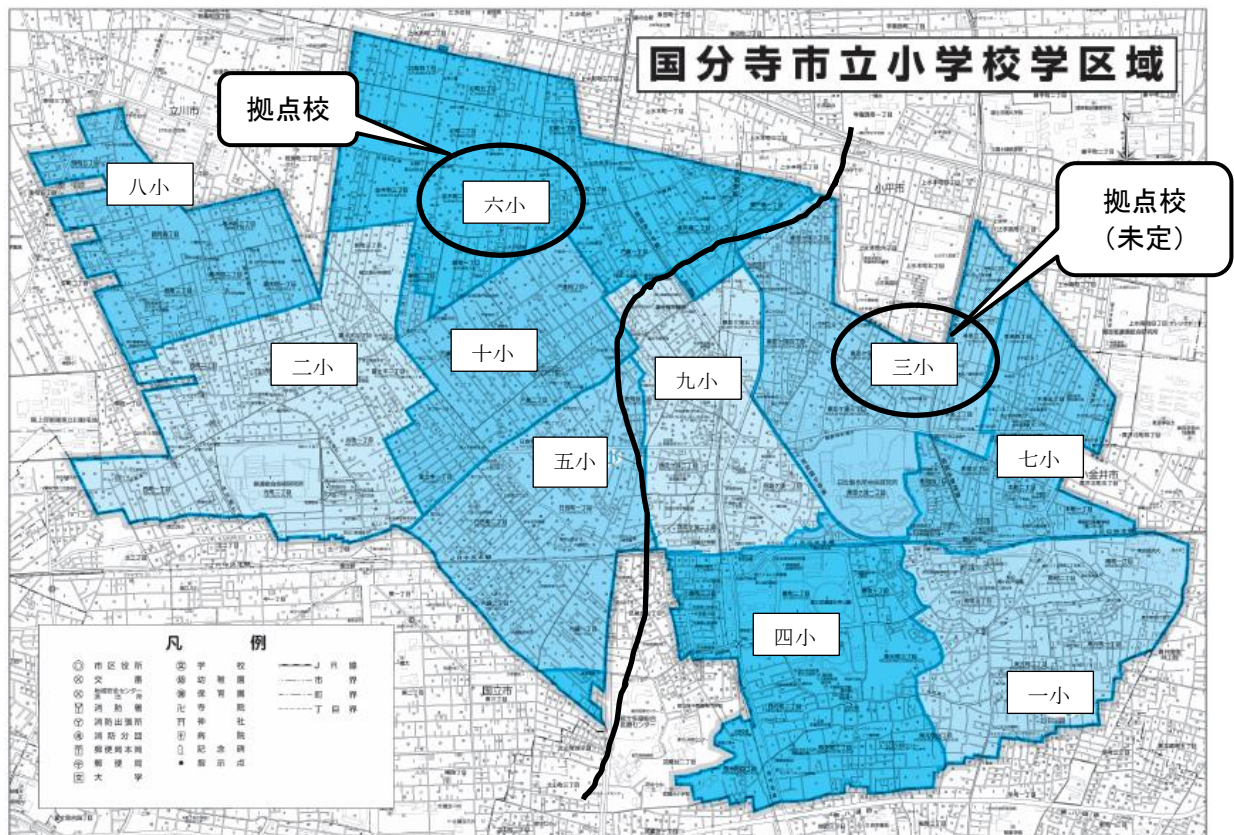
このような状況の下、東京都では、教員、とりわけ副校長の業務の軽減を目指して、公立小中学校の各学校に共通する事務を共有化し、事務職員を組織化する、いわゆる学校事務の共同実施の試行が平成 25 年度から江東区教育委員会及び武蔵村山市教育委員会の 2 区市で始まった。都費事務職員が行っている多岐にわたる事務の中から、共通する事務とそれらを遂行する都費事務職員を拠点校に集約することで、都費事務職員を組織化し、今よりも効率的な事務の執行を目的としている。また、今まで一人職場であった都費事務職員を複数名、事務室に配置することで、職場内での OJT も期待でき、さらに、複数名いることで、急に病気等で休むことになった場合でも、日頃から協力体制を整えることで従来よりも事務が円滑に遂行できるものとも考える。

平成 27 年度から 3 年間、検討委員会において、学校事務の共同実施について検討し、平成 29 年度の環境整備等の準備期間を経て、平成 30 年度から試行実施を行う。

2 学校事務の共同実施について（イメージ図）



小学校・中学校 拠点校及び連携校（案）



部活動指導員の概要

1. 学校教育法施行規則の改正の概要

中学校、高等学校等において部活動の指導、大会への引率等を行うことを職務とする部活動指導員について、規定を整備する。

第七十八条の二 部活動指導員は、中学校におけるスポーツ、文化、科学等に関する教育活動（学校の教育課程として行われるものを除く。）に係る技術的な指導に従事する。

※義務教育学校の後期課程、高等学校、中等教育学校並びに特別支援学校の中学部及び高等部については本規定を準用。

2. 部活動指導員の職務

（１）部活動指導員は、学校の教育計画に基づき、生徒の自主的、自発的な参加により行われるスポーツ、文化、科学等に関する教育活動（学校の教育課程として行われるものを除く。）である部活動において、校長の監督を受け、技術的な指導に従事する。

（２）部活動指導員の職務は、部活動に係る以下のものが考えられる。

- ・実技指導
- ・学校外での活動（大会・練習試合等）の引率※ 等

※ 部活動指導員が単独で引率できるようにするためには、大会の主催者である中体連や高体連、高野連等において、関係規定の改正等を行う必要があるため、本省令の施行通知に合わせて、適切な対応について協力を依頼。

（３）校長は、部活動指導員に部活動の顧問を命じることができる。

3. 部活動指導員に係る規則等の整備

学校の設置者は、部活動指導員に係る規則等を整備する。当該規則等には、部活動指導員の身分、任用、職務、勤務形態、報酬や費用弁償、災害補償、服務及び解職に関する事項等必要な事項を定める。

4. 部活動指導員に対する研修

学校の設置者及び学校は、部活動指導員に対し、事前に研修を行うほか、その後も定期的に研修を行う。研修は、部活動が学校教育の一環であることなど部活動の位置付けと教育的意義、生徒の発達の段階に応じた科学的な指導、生徒の人格を傷つける言動や体罰の禁止等について、十分に理解させるものとする。

5. 施行日

平成 29 年 4 月 1 日

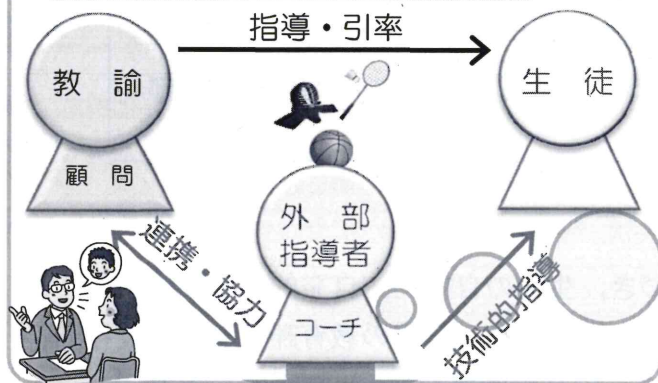
背景

- 運動部活動については、顧問のうち、保健体育以外の教員で担当している部活動の競技経験がない者が中学校で約46%、高等学校で約41%となっている。※1
- 日本の中学校教員の勤務時間は参加国・地域中、最長となっている。※2

※1 (公財)日本体育協会「学校運動部活動指導者の実態に関する調査(平成26年)」 ※2 OECD「国際教員指導環境調査(TALIS2013)」

外部指導者の活用

外部指導者は、顧問の教諭等と連携・協力しながら部活動のコーチ等として技術的な指導を行う。



部活動指導員の制度化(H29.4.1施行)

中学校、高等学校等において、校長の監督を受け、部活動の技術指導や大会への引率等を行うことを職務とする「部活動指導員」を学校教育法施行規則に新たに規定。

<職務>

実技指導、安全・障害予防に関する知識・技能の指導、学校外での活動(大会・練習試合等)の引率※3、用具・施設の点検・管理、部活動の管理運営(会計管理等)、保護者等への連絡、年間・月間指導計画の作成、生徒指導に係る対応、事故が発生した場合の現場対応 等

※3 大会の主催者である中体連や高体連、高野連等において、関係規定の改正等を行う必要がある。

規則等の策定

学校設置者は、身分、任用、職務、災害補償、服務等に関する事項等必要な事項を定めた部活動指導員に関する規則等を策定。

体制の整備

学校設置者及び学校は、部活動指導員に対し、部活動の位置付けと教育的意義等について、事前に研修を行うほか、その後も定期的に研修を行う。

研修の実施

部活動指導員の任用

部活動指導員は、部活動の顧問として技術的な指導を行うとともに、担当教諭等と日常的に指導内容や生徒の様子、事故が発生した場合の対応等について情報交換を行う等の連携を十分に図る。

ケース1 (部活動指導員が顧問)



ケース2 (部活動指導員及び教諭が顧問)



外部指導者の活用(従来通り)

外部指導者は、顧問の教諭と連携・協力しながら部活動のコーチ等として技術的な指導を行う。

